

- **管理（運営）計画**とは、地域の関係者と国立公園の目指すべき姿等を共有し協働することで保護及び利用の推進を図る公園・地域毎の計画。許認可の審査基準等を記載。
- 現行の管理計画書は平成21年12月に策定されたもので、13年が経過。

■ スケジュール

R4	4～5月	改定案について関係自治体へ説明、意見交換
	6月	第1回 管理計画検討会の開催
	9月	第2回 管理計画検討会の開催
R5	1月	改定案について関係自治体へ公文にて意見照会
	3月（予定）	パブリック・コメントの実施
	4月（予定）	パブリック・コメントの結果を踏まえた調整、結果の発表
	5月（予定）	改定後の管理計画の公表・施行

現行の管理計画を改定する必要性

- ①景観計画等との整合性・連携の確保
 - 各自治体において**景観計画**が策定されている。それらの景観計画区域と国立公園区域は重複していることから、国立公園の管理計画と景観形成基準との整合性・連携を図る必要がある。
 - 三重県**屋外広告物条例**に基づく「屋外広告物沿道景観地区」は国立公園内にも指定されており、推奨する色彩等が定められていることから、整合性・連携を図る必要がある。
- ②現行の管理計画にない工作物への対応
 - **太陽光発電施設**：伊勢志摩国立公園の普通地域内を中心に多数整備・計画されているが、現行の管理計画には、太陽光発電施設の許可届出等に関する取扱方針の記載がない。
 - **常設大型テント（ドーム型テント）**：国立公園内で整備・計画事例が増えている。自然の風景地の利用増進は、国立公園の目的の一つであるが、無秩序な設置は風致景観に及ぼす影響が大きいいため、一定の取扱方針を定めておく必要がある。



令和4年度に管理計画を改定

※詳細は2ページ目

- 視点場の明確化
 - 関係条例・ガイドライン等との連携（例：景観計画や屋外広告物条例と整合を図り
 - 許認可の取扱方針の改定
- （太陽光発電施設、常設大型テント（ドーム型テント）について新設、審査基準と配慮を求める事項の差異の明確化など）



風致景観の維持に努めることを明記

第1 伊勢志摩国立公園の概況

第2 管理の基本方針

- 公園計画に位置づけられている道路 → 道路沿いの園地等も含み、主な視対象を望見できる場所を視点場とする。
- 公園計画に位置づけられている場所 → 既存施設のうち、主な視対象を望見できる場所を視点場とする。
- 公園計画に位置づけられていないが代表的な展望地とすべき場所 → 主な視対象を望見できる場所を視点場とする。
- 上記以外で景観計画に位置づけられている場所 → 景観計画に記載のある場所を視点場とする。

➤ 視点場の明確化

・公園利用において展望・眺望を行う展望地（視点場）を列記し、各視点場の主な視対象を明記

例①鳥羽鷗方線道路（車道）における主な視対象：的矢湾、伊雑浦、海岸線、周辺の山並み

例②横山における主な視対象：英虞湾に望むリアス海岸

➤ 関係条例・ガイドライン等との連携

・景観計画の景観形成基準等と整合を図り風致景観の維持に努める必要があることを明記

・三重県屋外広告物条例に基づく規制内容を踏まえるとともに、屋外広告物沿道景観地区に指定され広告物の色彩が景観形成指導基準で明記されている場合は、それと整合をとる

・太陽光発電施設に関しては、下記のガイドライン等に配慮する

『国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』、『三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン』（三重県）、『太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン』（伊勢市・志摩市）、鳥羽市・志摩市・南伊勢町が施行する関連条例

➤ 取扱方針の改定

・許可、届出等取扱方針については、太陽光発電施設および常設大型テントに関する項目を新規で追記。

・取扱方針は、審査基準・施設の基準と、配慮すべき事項に分けて記載。

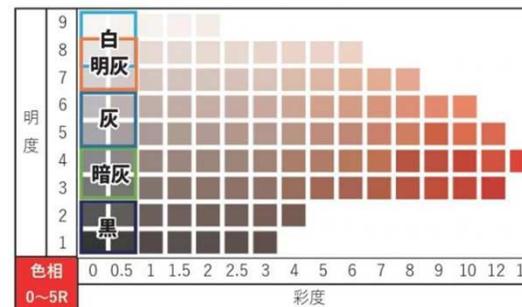
第3 適正な公園利用の推進に関する事項

第4 地域の修景に関する事項

第5 その他・参考資料

➤ 主要な展望地について位置図を掲載

➤ 「行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」に記載のある色彩について、マンセル表色系の等色相面で概略の範囲を掲載



▲マンセル表色系の等色相面の例



▲主要な展望地の位置図（一部）